

[平成26年行政監査(債権管理について)]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
6	福祉保健局	借受人・受 連借保 証人への催 告を適正に 行うべきも の	西多摩福祉事務所は、東京都母子福祉資金貸付条例に定める東京都母子福祉資金貸付金について、西多摩郡の町村部における貸付けや、その償還金の徴収・滞納整理(以下「償還事務」という。)等の事務を所管している。償還事務にあたっては、「福祉保健局滞納整理事務処理マニュアル」等(以下「マニュアル等」という。)により、納付期限後も支払がない案件について、借受人、連借保証人あての督促状・催告書の発行や保証人への連借保証債務履行要請、現地訪問を実施すること等が定められている。 ところで、所の償還事務を見たところ、所が所管する78案件中、30案件について、マニュアル等に定められた催告が十分なされていないことが認められた。	毎年6月及び12月を償還促進強化月間として定め、所全体で収納率向上のための対策を講ずることとした。 平成26年12月の強化月間では、東京都母子福祉資金貸付金の滞納者に対し、催告書を全件発送した。 平成27年度は、借受人、連借保証人及び連借保証人あての催告を段階的、月ごとに確実に行うため、実施計画を策定した。それにより、連借保証人及び連借保証人への催告を大幅に拡大した。

[平成27年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
7	財務局	単価契約の見込数量を適切に算定すべきも の	財産運用部では、都内の不動産取引実例をインターネットで検索できるサービスを利用している。 部では、このサービスを利用するに当たり、月当たりの検索数を300回までとしたり、月300回を超えた場合の1回当たりの超過料金(120円)を定め、月々の実績に基づいた利用料金を支払っているが、平成26年度の検索数は月当たり100回を超えたことはなく、毎月、月額料金のみを支出していた。 仮に月額料金を、月当たりの検索数を100回までとした料金(1万7,000円)とし、超過料金を、検索数が月100回を超えた場合の1回当たりの料金(150円)とすると、年間で19万4,400円の節減が可能である。	検索サービスの料金プラン、過去の実績及び今後の動向に基づき適切な見込数量の算定ルールを改めて定め、平成28年度単価契約では、このルールにより算定した見込数量(月当たり検索数100回)とし、この結果、年間支払予定額の節減が図られた。

<p>番 号 8 都市整備局 ( 団 体 )</p>	<p>事 項 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの</p>	<p>監 査 結 果 の 要 約 工事の積算は、各部署の起工担当課で行われ、①土木工事については、土木工事設計システム、②建築工事は、システムによる個別作成した表計算ソフトによる電子ファイル、③設備工事は都営住宅工事内訳書システムにより、「工事設計内訳書」(以下「設計書」という。)を作成している。また、最低制限価格の算定に当たり誤りがないよう直接工事費、共通仮設費等を取りまとめた「最低制限価格等算出基礎金額内訳書」(以下「算出書」という。)を別途作成し、契約担当課へ回付している。 「設計書」及び「算出書」は電子ファイルで作成されているため、各担当は厳格に管理する必要がある。 ところで、各部署における「設計書」及び「算出書」の電子ファイルの管理状況を見たところ、以下の状況が認められた。 ア 都営住宅経営部では、土木工事の「設計書」の電子ファイルを、課の共有フォルダに保存しているが、システム上のフォルダに保存しているが、システム上のフォルダにパスワードが課内共通となっている。 イ 都営住宅経営部では、土木工事の「算出書」の電子ファイルを、課の共有フォルダに保存しているが、電子ファイルにパスワードを設定していない。 ウ 西部住宅建設事務所では、建築工事の「設計書」の電子ファイルを、課の共有フォルダに保存しているが、電子ファイルにパスワードを設定していない。 エ 東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所では、設備工事の「設計書」の電子ファイルを当該システムのサーバーに保存しているが、電子ファイルにパスワードを設定していない。 このように、工事の決定に直接関係しない職員も閲覧可能な状況となっている。</p>	<p>講 じ た 措 置 の 概 要 総務部では、平成27年6月30日開催の都市整備局情報セキュリティ会議において、各部署の情報管理を徹底するよう周知徹底した。同年7月15日付で公文書ア、イ、ウについては、各部署が当通知を受け、都営住宅経営部では土木工事の設計書及び算出書を、西部住宅建設事務所では建築工事の設計書をそれぞれ、権限を行わない者が閲覧できないようパスワード設定等を行うことにより、適切な情報管理体制を整えた。 エについて、当該システム所管の総務部は、権限を有しない者が閲覧できないよう、設計書にパスワードを設定するシステム改修を平成28年2月12日に完了させ、適切な情報管理体制を整えた。</p>
--	--	--	---

<p>番 号 9 都市整備局 ( 団 体 )</p>	<p>事 項 単価契約の指示及び検査を適正に行うべきもの</p>	<p>監 査 結 果 の 要 約 第一市街地整備事務所は、「補助第120号機及び墨田五丁目代地用地補足測量(単価契約)」及び「測量(26日黒一1)(単価契約)」について、「事業用地維持管理(単価契約)実施要領」(平成20年9月、市街地整備部、以下「要領」という。)に基づき実施した。これらの契約について見たところ、以下の不適正事例が認められた。 (ア) 指示 要領によると、単価契約の指示は「指示記録簿」及び「施工内容確認申請書・指示書」で行い、指示方法は次のとおりである。 a 所は、受託者に対し、指示内容(指示箇所、指示概要、指示期限等)を示す。 b 受託者は、「施工内容確認申請書」を作成し、所に提出する。 c 所は、提出された「施工内容確認申請書」を精査し、指示決定を行い、「指示書」で受託者へ指示内容を通知する。 この指示方法は、通常の単価契約と異なるものであるため、これを仕様書に明記することにより、指示系統を明確にし、適正かつ迅速な実施を図る必要があるが、 ① 高契約において、この指示方法が、仕様書に記載されていない。 ② 「測量(26日黒一1)(単価契約)」では、この指示方法による指示は別途行うこととし、受託者に対し、任意の様式により指示を行い、工種・指示金額及び指示期限の決定並びに受託者への通知を行わないまま作業させている。 (イ) 検査 仕様書第4条では、受託者は、測量が完了したときは、測量図その他必要図書又は報告書類(以下「関係書類」という。)を遅滞なく所に提出して検査を受けなければならないとしており、当該単価契約は、指示ごとに検査を行う必要がある。しかしながら、関係書類により測量等の履行状況について確認したところ、 ① 「補助第120号機及び墨田五丁目代地用地補足測量(単価契約)」では、指示全10件中8件について、指示前の履行又は履行遅延となっている。 ② 「測量(26日黒一1)(単価契約)」では、任意様式により行った指示全17件について、全指示の施工完了後に、一括して「施工内容確認申請書・指示書」を作成し、これに対応した完了「届及び納品書」により、検査を行っている。</p>	<p>講 じ た 措 置 の 概 要 平成27年6月9日の所内課長代理会において、測量業務の単価契約について指示及び検査を適正に行うよう指摘を受けていることについて、職員への周知を図った。 市街地整備部は、平成28年11月14日付「測量委託(単価契約)の運用について(通知)」を各所へ通知するとともに、内容の説明を行い、職員への周知を図った。今後は、本通知を踏まえ、今後同様の単価契約を発注する際には、「実施要領」及び「手引き」に定める指示方法を特記仕様書に明記することにより、適正に事務処理を実施すること。検査については、指示ごとに指示期限の10日以内に検査を実施するとともに、各作業については指示に基づく履行・履行期限の遵守を徹底し、適正に行った。</p>
--	--------------------------------------	---	--

番号 対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
10 都市整備局	単価契約の積算を適切に行うべきもの	<p>「事業用地等維持管理(単価契約)実施要領」(平成20年9月、市街地整備部。以下「要領」という。)では、積算は、「積算基準(調査・設計編)」(平成26年8月、都市整備局。以下「積算基準」という。)に基づき行うものとしている。</p> <p>ところで、第一市街地整備事務所が契約した「補助第120号線及び墨田五丁目代替地用地補足測量(単価契約)」、「測量(26目黒一1)(単価契約)」の積算について、次のとおり、問題点が認められた。</p> <p>(ア) 諸経費 積算基準では、測量の委託料は、直接測量費(人件費等、材料費、機械経費、直接経費、技術管理費の合計)に諸経費(間接測量費、一般管理費等)を加えて測量作業費を積算し、諸経費は、直接測量費ごとに求められた諸経費率を当該直接測量費に乗じて得た額とするとしている。</p> <p>しかしながら、所は、積算基準には測量委託を要領による単価契約で行う場合の諸経費の取扱いが明記されていなかったため、</p> <p>① 「補助第120号線及び墨田五丁目代替地用地補足測量(単価契約)」では、工種ごとの設計単価を直接測量費として取扱い、諸経費率を求める</p> <p>② 「測量(26目黒一1)(単価契約)」では、当該契約の発注限度額を直接測量費として取扱い、諸経費率を求め、その率を全工種に適用している</p> <p>という取扱いをしており、事案によって諸経費率の求め方が異なっている。</p> <p>(イ) 単価設定 「測量(26目黒一1)(単価契約)」では、実際の測量作業費用と積算額とが大きくかけ離れているとして、積算基準によらず、単位を見直した単価を設定し、積算している。この結果、同一工種において、事案によって単価設定が異なっている。</p>	<p>平成27年6月9日の所内課長代理会議において、測量業務の単価契約について積算を適切に行うよう指摘されたことについて、職員への周知を図った。</p> <p>市街地整備部は、平成28年1月14日付「測量委託(単価契約)の運用について(通知)」を各所へ通知するとともに、内容の説明を行い、職員への周知を図った。</p> <p>所は、本通知を踏まえ、当該測量委託の諸経費率を積算基準に定めること、また、単価設定は積算基準に基づき適切に行うことと、それぞれ統一した。</p>
11 都市整備局	測量委託の適正な執行に係る内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築すべきもの	<p>区画整理事業及び再開発事業に係る測量委託を単価契約により実施する場合において、指示・検査及び積算について不適正事例等が発生しており、これらの要因は次のとおりである。</p> <p>(ア) 指示方法や積算等の考え方や留意事項については、「事業用地等維持管理(単価契約)運用の手引き」(以下「手引き」という。)において詳細に解説されいるが、諸経費形態が違ふことから、測量委託にはこの手引きを適用しないこととされており、測量委託に係る解説書がないこと</p> <p>(イ) 積算上の問題点について、各所属がそれぞれで考え、解消を試みた結果、所内によって取扱いの差異が生じたこと</p> <p>(ウ) 指示・検査及び積算に当たり、所内のチェック機能が十分に働いていないこと</p> <p>また、積算については、市街地整備部で各所の実態等を把握していない。</p> <p>このため、所は、測量委託の取扱いを整理し、測量委託の適正な執行に係る各所の内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>市街地整備部では、測量委託(単価契約)について、内部牽制・統制に必要な考え方や留意事項を整理するため、各所の業務内容を調査、検討した上で、「要領」「手引き」の適用方法を明確にするるとともに、「手引き」のうち適用できない諸経費形態の部分を別途整理し、平成28年1月14日付「測量委託(単価契約)の運用について」として各所へ通知を行った。</p> <p>また、この内容について、同年1月26日及び1月28日に各所で説明会を実施し、適正な執行を行うための考え方や再発防止に向けた指導を行った。</p>
12 都市整備局	補償説明業務委託に係る完了検査を適正に行うべきもの	<p>第一市街地整備事務所は、土地区画整理事業における権利者に対する補償内容の説明業務等(以下「補償説明業務」という。)について、委託契約により実施している。</p> <p>ところで、当該契約に係る補償説明業務の事務手続について確認したところ、以下のとおり、一部で不適正な事例が認められた。</p> <p>ア 補償説明に係る記録簿(以下「記録簿」という。)について、特記仕様書によれば履行期限までに提出することとなっている。また、別によれば記録簿には、原則、権利者へ直接接触を開始した時点から移転補償契約を締結する時点までの交渉結果を記載することとしている。</p> <p>しかしながら、①移転補償契約を締結する時点までの交渉結果を記載した記録簿が作成されていない、②記録簿の提出が履行期限を超過している。</p> <p>イ 補償説明業務を行う際の人数について、特記仕様書によれば2名以上としているが、記録簿を確認したところ、権利者に対する説明を1名で行っている。</p>	<p>平成27年5月から、所は受託者に対し、適正な記録簿の作成、補償説明時における2名体制での対応の徹底を求める内容の文書により指導を行い、業務執行の適正化を図った。</p> <p>また、「補償説明記録簿」の様式に各折衝状況の一覧表欄などを新たに設定すること、権利者との交渉状況を的確に管理、把握し、所に確認を行うこととした。</p> <p>上記の内容を平成27年6月以降の契約に適用し、適正に完了検査を行った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
13	都市整備局	印刷請負契約を計画的に行うべきもの	市街地建築部は、公募で収集した耐震工法から選定した事例集を作成し、展示会、ホームページ等で紹介して情報提供している。事例集は、区市町村や関係団体と連携してイベント等を展開している夏及び冬の耐震工法の公募は毎年度行われていないため、公募が行われなかった年度は、前年度等に作成した事例集を増刷している。 一方、公募を行う年度は夏から秋に工法を募集、秋に選定、冬の耐震キャンペーンで選定結果の公表及び新たに選定した工法の手入れれた改訂版の事例集を作成している。ところで、平成26年度の事例集の作成について見たところ、3回の印刷請負契約を行っており、内容は、前年度版の増刷、平成26年度に公募した工法事例を入れた改訂版の作成、事例集の増刷となっていた。 このことについて部は、平成26年度に公募した工法事例を入れた改訂版の作成については、耐震キャンペーンの一環である耐震改修工法等の展示会で配布する分を印刷し、それ以外のイベント等ではその残部及び旧版の残部で対応したとしている。 しかしながら、耐震キャンペーンは複数のイベントがあることから、平成26年度に公募した工法事例を入れた改訂版の作成の契約時に今後の配布量を見込んだ上で、新規事例を入れた改訂版の印刷をすべきところ、これを	指簿の内容を踏まえ、印刷契約の計画的執行について、平成27年8月31日に部内へ周知徹底した。 「安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置の事例紹介」及び「ビル・マンションの耐震化取組」については、契約に先立ち、次回印刷を予定している夏の耐震キャンペーンまでに必要な部数を精査し、本年度の冬の耐震キャンペーンに併せて同年12月10日に印刷を契約した。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
14	都市整備局	建築物実態調査に係る事務手続を適正に行うべきもの	市街地建築部は、国からの委託契約（委託料の限度額：376万5,000円、委託業務実施期間：平成26.7.23～平成27.1.16）による建築物実態調査を、平成26年建築物実態調査委託要綱を定め、23区市とそれぞれ委託契約を締結して行わせている。（委託金額：248万5,500円、履行期限：平成26.6.11.15） この委託契約に係る事務手続について見たところ、以下の状況が認められた。 ア 部は、平成26年度建築物実態調査の委託について（依頼）（26都市建企第496号）を各区市へ通知しており、この中で、各区市からの請求書の提出期限を平成26年11月としている。 しかしながら、 ① 部は各区市への委託契約の支払手続を平成27年3月27日に行っており、各区市からは請求日が無記入の請求書を提出させ、部の担当者が支払時に合わせて同日の請求日を記入していること ② 支払手続が遅延したことにより、請求書の提出以降、長が交代となった区においては公印が押された請求書の差替えが必要となったこと ③ 2か月以上前に交代した前区長名の請求書で支払手続が行われていること イ 部は、国に対して平成27年1月9日に完了報告書等を提出し、それに対し国からは平成27年1月14日に委託費の領は納付書を直ちに会計管理者に送付しなければならぬにもかかわらず、平成27年3月19日に送付しており、事務手続が遅延している。	アについては、平成27年8月12日に開催した区市担当者向け説明会において、ヒアリング時に完了実績報告書と同日付で請求書後、各区市からの請求書を受理し、速やかに処理を行い、平成27年12月11日に支払った。 イについては、平成28年2月29日に国から額の確定通知を受理し、同年28年3月3日に歳入勘定処理を行った。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
15	福祉保健局	査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの	社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険連合会等(以下「基金等」という。)は、医療機関が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、過剰な診療行為(検査・投薬等)であると判断した場合、診療報酬点数を減点(以下「査定減」という。)している。基金等が所管する各療育センターでは、基金等から査定減の通知があった場合、保険診療委員会を開催し、請求内容に正当性があり、基金等の査定減の内容に納得できないと判断したときには、基金等に対し再審査請求を行うこととしている。再審査請求は、「社会保険診療報酬支払基金に対する再審査の申出について」によると、査定減の通知があったときからできる限り早期に行い、原則6か月以内を遵守するよう努められたとされている。	平成27年6月の保険診療委員会での再審査請求は6か月以内という原則を再確認し、今後は保険診療委員会にて、再審査請求を決定した案件の進行管理をしていくこととした。 未請求のもの23件のうち1件は、算定要件に合わないことが判明したため、再審査請求しないこととした。 上記を除く22件は、平成27年9月までに全て再審査請求済となった。 引き続き、保険診療委員会において進行管理を行い、再審査請求を適切に行っていく。
16	福祉保健局	適正な債権管理を行うべきもの	北療育医療センターでは、患者の診療報酬、利用料、日用品費の債権管理を北療育医療センター「マニエアル」という。)に基づき行っている。 マニエアルには、納期限を超過している滞納者について、債権管理台帳を作成すること、督促状を納付期限超過後20日以内に送付すること、債務者が無資力の状況に近い時などの支払延期の取扱いとして徴収猶予申請書を作成し、分割納入申請書を受理することなどが定められている。 ところで、債権管理状況を見たところ、A、B、Cの3人の患者について、債権管理台帳が作成されていない、督促状が送付されていない、徴収猶予申請書や分割納入申請書を作成していないなどの状況が認められた。センターは、マニエアルに基づき適正な債権管理を行わねばならない。	指摘のあった患者について、債権管理台帳を整備し、以下のとおり対応した。 Aには納付書を送付し、平成27年5月15日に徴収した。 Bについては、平成27年10月23日に徴収猶予申請書・分割納入申請書を作成した。また、平成27年5月29日から同年12月25日までの間に徴収した。 Cについては、平成27年6月5日及び同年9月7日に徴収した。 今後はマニエアルに基づいた事務手続を実施する。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
17	福祉保健局	適正な債権管理を行うべきもの	保健政策部は、原子爆弾被爆者等の福祉の増進を図ることを目的として、健康管理手当及び介護手当(以下「健康手当等」という。)を支給しているが、本人が死亡したことを把握するのが遅れた場合や他県への転居などで、健康手当等を誤って支給してしまうことがあり、その場合は返還請求を行っている。返還請求に伴う債権回収に関しては、福祉保健局債権管理事務処理マニエアル(以下「マニエアル等」という。)に基づき、債権管理事務を行っている。 マニエアル等では、納期限を超過している滞納者について、 ① 督促状を納付期限超過後20日以内に発行すること ② 督促状発行後1か月経過しても納付がない場合、催告書を発行すること ③ 催告書発行後1か月経過しても納付がない場合、架電と臨戸を行うこと としている。	督促状発行後、1か月の期限を超過しても納付がない5名の滞納者に対し、平成27年8月10日に催告書を送付した。 催告書の発送後、2名について、滞納者と電話で接触し、納付意思を確認した上で納付書を送付した。また、上記を除く3名については、平成27年10月までに臨戸を実施し、接触ができなかったため催告書を差し置いた。その後、滞納者から連絡等がなかったため、平成28年1月に再度の督促を差付した。今後はマニエアルに基づいた事務手続を実施する。
18	病院経営本部	各病院を適切に指導すべきもの	多摩総合医療センター、小児総合医療センター及び松沢病院は、新鮮血液等の買入れ及び放射線医薬品の買入れについて、病院ごととところで、旧衛生局では①新鮮血液等の買入れについて②放射線医薬品の買入れについて、を各病院に通知している。 しかしながら、各病院の仕簿を見たところ、通知で必須事項とされている①納入期限に係る条項、②新鮮血液について返品血液の返品を原則行わない旨の条項、③放射線医薬品の運搬・搬入について放射線医薬品製造規則等関係法令を遵守すること、などが漏れている事例が認められた。	該当契約を締結している全都立病院及び契約相手方への照会等を行い、本件事例仕簿の基となる通知の改正を行った。改正通知を契約相手方へ最終確認し、平成28年2月8日に各病院宛てに通知、同年2月23日度係長に周知・指導した。

<p>番号 (団体)</p> <p>産業労働局</p>	<p>事項</p> <p>委託契約に伴う農産物の場内販売及び場内私下げに係る取扱いを適切に行うべきもの</p>	<p>監査結果の要約</p> <p>農林水産部は、農林総合研究センター試験研究業務の過程で生じた農産物等の処理及び農産物等の売払代金の徴収に関する業務を公益財団法人東京都農林水産振興財団に委託している。これについては、「委託契約に伴う農産物等取扱要領」(以下「要領」という。)に基づき行うとしており、委託業務の過程で生じた農産物処理の一環として、市場出荷が困難な場合、財団は、農林総合研究センターにて場内販売及び場内私下げを行い、この売払代金を徴収することとしている。これについて見たところ、次のとおり、問題点が認められた。</p> <p>ア 場内販売</p> <p>① 要領で場内販売の販売価格に係る定めを設けていない。</p> <p>② 財団からの報告に対して、数量単位が不明なもののや販売価格の根拠資料の添付がないものがある。</p> <p>イ 場内私下げ</p> <p>① 場内私下げ農産物の販売価格については、市場取引価格の安値から一定程度価格を下げた販売価格により販売している実態もあるなど、要領の定めによらないものとなっている。</p> <p>② 数量の単位が不明である。</p> <p>部は、都の歳入金額の算定根拠となる農産物の場内販売及び場内私下げに係る報告を受けているにもかかわらず、内容の確認を行っていないことから、歳入金額の妥当性が検証されておらず、適切でない。部は、場内販売の販売価格に係る定めを設け、場内私下げの販売価格に係る定めを見直すとともに、財団に対し、場内販売及び場内私下げに係る販売金額について適切な報告を求め、歳入金額の妥当性を確保する必要がある。</p>	<p>講じた措置の概要</p> <p>平成27年11月に、「委託契約に伴う農産物等取扱要領」を改正し、場内私下げに加え、場内販売の販売価格に係る定めを設けた。また、財団から部への「農産物売払」と「販売単位」の報告及び価格根拠資料の添付を規定した。</p> <p>同月売払分から、当該新要領に基づき報告を財団から受け、歳入金額の妥当性を確保している。</p>
---------------------------------	---	--	--

<p>番号 (団体)</p> <p>産業労働局</p>	<p>事項</p> <p>水産振興に係る種苗生産事業委託を適切に行うべきもの</p>	<p>監査結果の要約</p> <p>鳥しよ農林水産総合センター(以下「センター」という。)は、奥多摩さかな養殖センターの管理運営を、公益財団法人東京都農林水産振興財団に対して特命随意契約により委託している。これについて見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>センターは、奥多摩さかな養殖センターで種苗生産業務において生産された養肥卵及び稚魚を生産品として、また生産及び試験研究で不用となった魚類を不用品として、それぞれ売却しており、財団は、代金の納入をセンターが確認した後に、養殖業者又は漁業協同組合に対し、生産品等を配付することと定めているが、財団の配付後に、売却の意思決定、売却契約の締結及び代金の調定を行っている事例が認められた。</p> <p>また、財団は、養殖に係る技術指導として、養殖業者・河川漁業協同組合等の種苗配付先からの依頼に応じ、飼育・養殖に係る技術指導を行うこと、マス類の販路拡大に係る技術開発と普及指導として、マス類の生産量増大に取り組むこととしている。しかしながら、事業報告書を見たところ、これらの業務についての報告が全くなく、業務の履行について、十分に確認できない状況となっている。</p> <p>このため、センターは、種苗の出納及び執行状況の適時適切な確認を行い、履行状況について仕様書等に基づき適切に検証する必要がある。</p>	<p>講じた措置の概要</p> <p>売却手続については、平成28年度から、あらかじめ年度当初に漁協等と売却契約を締結する形に改めた。当該契約において、生産品及び不用品の配付に当たっては、配付の都度、財団からセンター宛て配付予定報告を、財団から漁協等宛て配付した旨を、それぞれ書面で行うことを仕様書等で規定した。</p> <p>また、売払代金については、東京都契約事務規則第42条に基づき、生産品等の配付後に、漁協等から提出された受領書と照合のうえ、まとめて適正に代金の調定を行い、収納する方法とした。</p> <p>事業報告書については、平成28年度契約から、各委託業務項目の履行が確認できるように様式を変更し、仕様書等を改めた。平成27年度に基づいて報告するよう、平成28年1月22日付で財団に通知した。このことによるようにした。</p>
---------------------------------	--	--	---

番号 (対象局 団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
21 港灣局	施設維持管理に係る適切な報告を求め、適切な確認及び必要な指示を行うべきもの	<p>周知、客船ターミナルの管理運営を東京都港灣管理条例(平成16年東京都条例第93号)に基づき、指定管理者に行わせている。指定管理者は、基本協定に基づき、施設ごとの利用状況及び管理状況等を毎月報告し、都の承認を受けなければならないとされており、都は、履行の完了を確認できないときには、再履行を命ずることができている。</p> <p>ところで、指定管理者から東京港管理事務所に提出されている施設維持管理に係る毎月の業務実施報告書(以下「業務報告書」という。)を見たところ、以下のとおり適切でない状況が認められた。</p> <p>ア 各客船ターミナルの施設の点検保守について、所は、指定管理者から施設の不良状態及び見直し等に関する報告を受けており、これ以後、指定管理者から修理状況の報告がないにもかかわらず、状況確認を行っているという。</p> <p>イ 竹芝客船ターミナルの樹木管理について、9月分業務報告書で報告のあった枯損木7本について、8月分業務報告書でも「枯損木1本(9月分再掲)」と報告されているが、所は、この間の処理状況の報告がないにもかかわらず、状況確認及び指示を行っているという。</p> <p>ウ 晴海客船ターミナルのボアーズインゲアリッジの点検について、中間保守点検整備及び総合保守点検整備をそれぞれ年1回実施することとしているが、点検内容、点検結果の報告がないにもかかわらず、実施状況を確認していない。</p> <p>エ 晴海、有明、青海各客船ターミナルの緑地管理等について、実施日、施工内容、実施結果等の報告がないにもかかわらず、実施状況を確認していない。</p>	<p>指定管理者に対し指示し、以下のとおり改善した。</p> <p>ア 各指定管理者に対し、各客船ターミナルに施設不良報告及び経過報告を一覧表を月例報告時に添付させることで、是正した。</p> <p>イ 竹芝客船ターミナル指定管理者に対し、樹木管理について月例報告時に実施報告書を添付させることで、是正した。</p> <p>ウ 晴海客船ターミナル指定管理者に対し、ボアーズインゲアリッジ保守点検について、実施報告書を添付させることで、是正した。</p> <p>エ 晴海、有明、青海客船ターミナル指定管理者に対し、緑地管理等について月例報告時に実施報告書を添付させることで、是正した。</p>

番号 (対象局 団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
22 交通局	料金機の故障により取り出した現金の取扱いを明確に定めるべきもの	<p>自動車庫では、毎日、つり銭準備金を一定額用意し、袋(以下「赤バツグ」という。)に入れ、銀行から自動車庫所に送らせている。自動車庫所では、料金機内部のつり銭が不足した場合につり銭準備金を用いて補充し、翌日、残ったつり銭準備金に、自動精算できなかった現金を合わせて袋(以下「緑バツグ」という。)に入れ、銀行に納付している。</p> <p>「一乗乗合旅客自動車の運賃及び乗車券取扱要領」(以下「要領」という。)では、「金種別表(別表)」に金額と事由を記載の上、収入に追加すると定められている。部は、この趣旨は、自動精算できなかった現金はすべて「金種別表(別表)」に記載して緑バツグに入れるというところであるとしている。「金種別表(別表)」とは緑バツグの金額・内訳を記録するための様式であることから、これに記載された現金は緑バツグによる納付が確保できることとなる。</p> <p>ところで、自動車庫所では、バスの点検や修理について記録する「車両整備日報」を見たとところ、料金機を修理して詰まった紙幣や硬貨を取り出している場合が認められた。この現金は自動精算できない料金収入であるから、本来、要領の趣旨から、「金種別表(別表)」に金額と事由を記載の上、追加収入として緑バツグに入れなければならない。</p> <p>しかしながら、「車両整備日報」では料金機から取り出したとしている現金を、「金種別表(別表)」に記載しておらず、収入されたことが確認できない事例があった。</p> <p>これは、要領に自動精算できなかった現金はすべて緑バツグに入れると明記されておらず、その取扱いはついて認識が自動車庫所に徹底されていなかったためである。</p>	<p>平成27年9月18日付文書(営業係第27号)にて、料金機故障等で詰まった貨幣の処理について、一連の流れや手順を明確に記載し、航行運行管理者あてに周知した。</p> <p>また、平成28年1月27日付文書(27交自第1745号)にて整備管理マニュアルを改正し、取扱いを明確に定めた。</p>

番 号 ( 対 象 局 )	事 項	監 査 結 果 の 要 約	講 じ た 措 置 の 概 要
23 交通局	料金機修理の際車両係が車両整備日報に記載すべき事項について定めるべきもの	<p>車両係が料金機の修理をした際、「車両整備日報」に詰まった現金を取り出し、た記載されていない場合について、「金種別表 (別表)」の処理を併せて見たところ、適切でない事例が見受けられた。</p> <p>① 早稲田自動車営業所青柳支所及び小滝橋自動車営業所について、「車両整備日報」に記載された取扱金額から、すべて料金機内のつり銭収納部から取り出したつり銭準備金なのか、詰まった現金が含まれており緑バッグに入れるべきか不明なものがある。</p> <p>② 江戸川自動車営業所臨海支所及び北盛業所練馬支所について、乗務員が「作業伝票」により車両係に修理を依頼しているが、「車両整備日報」には現金の取扱いについての記載がないため、取り出した現金の有無が不明なものがある。</p> <p>③ 小滝橋自動車営業所及び千住自動車営業所について、「車両整備日報」には現金の取扱いについての記載がないが、「金種別表 (別表)」には追加収入として記載があり、修理の際の取扱額と照合することができないものがある。</p> <p>これらの事例はすべて、「車両整備日報」に、取り扱った現金の有無も含めた金額・金種、及び料金機に詰まった現金かつり銭準備金かの区別が明記されていないため、金額・方法ともに適正な処理がないと認め、確認ができない。</p> <p>このことは、料金機修理の際に、車両係が「車両整備日報」に記載すべき事項について定めがないことによるものである。</p>	<p>車両の保守における要領「整備管理マニュアル」の改正PTを平成27年9月25日に立ち上げ、料金機作業における要領の検討を行った。</p> <p>このPTでの検討で、料金機修理の際「車両整備日報」に記載すべき事項等について具体的に定め、平成27年12月22日から、改訂案による試行を実施し、その結果を踏まえて平成28年1月27日に整備管理マニュアルを改訂のうえ、平成28年2月1日から施行した。</p>

番 号 ( 対 象 局 )	事 項	監 査 結 果 の 要 約	講 じ た 措 置 の 概 要
24 交通局	料金機修理等におけるつり銭準備金の取扱いを定めるべきもの	<p>千住自動車営業所外3所は、料金機の故障修理等のために車両係が料金機の筐体を開けて、修繕又は点検を行っている。また、これらの自動車営業所は、車両の定期的な点検を月に1回行っているが、その際にも料金機の筐体を開けて、内部の各ユニットの点検を行っている。</p> <p>ところで、料金機は、最大で14,400円分のつり銭準備金を収納する仕様となっており、料金機の筐体を開けると、つり銭準備金の現金を直接取り扱うことができるようになる。</p> <p>しかしながら、自動車部は、点検の前後において、料金機が計数しているはずのつり銭準備金の額を確認する手続を具体的に定めておらず、適切でない。</p> <p>その結果、平成26年度において、4所合計で延べ2,576台のバスについて故障修理等及び定期点検を行い、金額の確認をしないまま、最大で3,709万4,400円分のつり銭準備金を取り扱うことができた状況となっている。</p>	<p>車両の保守における要領「整備管理マニュアル」の改正PTを平成27年9月25日に立ち上げ、料金機作業における要領の検討を行った。</p> <p>このPTでの検討で、料金機の点検・修繕や、バスの定期点検を行うに当たり、料金機に収納されているつり銭準備金の取扱い等について具体的に定め、平成27年12月22日からは、改訂案による試行を実施し、その結果を踏まえて平成28年1月27日に整備管理マニュアルの改訂のうえ平成28年2月1日から施行した。</p>
25 交通局	現金の一括投入を行う事実を把握すべきもの	<p>料金機は、大量の硬貨を料金機内に投入できる「一括投入」機能を備えているが、つり銭の補充を行う場合は、「つり銭補充」機能を利用して硬貨を料金機に投入するべきであり、これを行うと「金庫別精算集計表」に補充したつり銭の金種及び数量が記録される。</p> <p>しかしながら、千住自動車営業所は、料金機内のつり銭補充を「一括投入」機能により行ったため、「金庫別精算集計表」に計上されず、この結果、補充したとして持ち出したつり銭1,000円が料金機に収納されたかどうかの確認ができなかった。</p> <p>また、各所において「一括投入」機能を利用して料金機に入れた現金について、料金機のデータや記録がなく、取扱いの確認ができない状況となっている。</p> <p>「一括投入」機能は乗務員等の手を経て料金機に投入される現金を扱うための機能であるから、やむを得ないとき以外には使用しないように定めるとともに、やむを得ず「一括投入」機能を使用する場合には、料金機から回収した運賃等の計数データなどを一覧として出力している「金庫別精算集計表」などに、「一括投入」機能の使用状況とそれにより収納した金額等、管理に必要な情報を出力できるようにした上で、使用状況を乗務員に報告させる必要がある。</p>	<p>料金機を改修し、平成28年3月18日に「一括投入」機能を廃止した。</p>